

## 財政指標から見た決算の状況

財政指標の主なものの状況は次のとおりです。

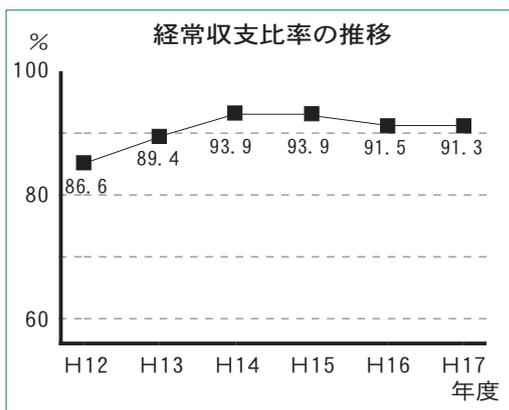
### ■経常収支比率

経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標です。この数値が高くなると、財政の弾力性が失われると言われています。

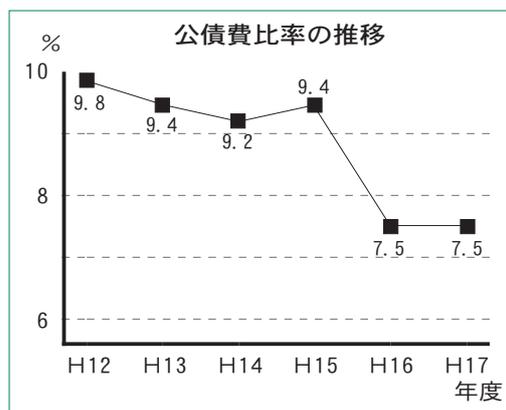
平成17年度は前年度に対して0・2ポイント改善し、91・3%となっています。

多摩地区26市の平均は89・1%で、羽村市は低い方から14番目です。

なお、市では、これを90%以内にする目標をたてています。



### ■公債費比率



公債費比率は、財政の弾力性を見る尺度の一つです。平成17年度は前年度と変わらず7・5%となっています。

多摩地区26市の平均は9・3%で、羽村市は低い方から6番目です。

なお、平成17年度決算からは、自治体の収入に対する実質的な借金の比率を示す新たな指標として、実質公債費比率が導入されました。この比率が18%以上となると、市は起債をするに当たり、知事の許可が必要となります。今年度初めて算定することなく、値は11・0%となり、羽村市は許可を得ることなく、協議を経ることで起債ができる団体となっています。

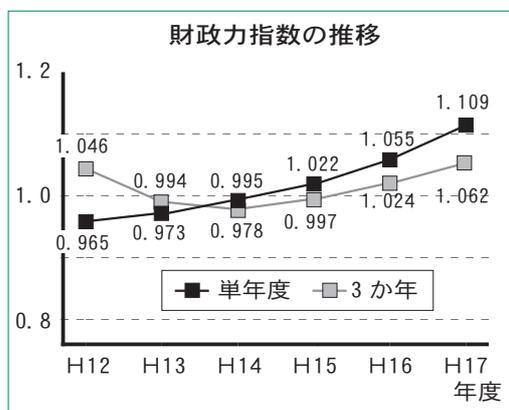
### ■財政力指数

財政力指数は、財政力を表す指標です。地方交付税の算定に伴って算出される数値で、この数値が高

いほど財政力があると言われ、1を超えると地方交付税が交付されない不交付団体となります。単年度の比較をすると、平成17年度は前年度に対して0・054ポイント上昇し、1・109となっています。

他団体と財政力指数を比較する場合は、その年度を含めた過去3か年の平均値を用います。羽村市の3か年平均は1・062となっています。

多摩地区26市の平均は1・059で、羽村市は高い方から9番目です。なお、単年度でも9番目となります。



※多摩地区26市の平均は速報値です。

### 財政白書をご覧ください

平成13年度決算から「決算から見た羽村市の財政状況」や「財務諸表から見た羽村市の財政分析」などをまとめた「財政白書」を発行しています。

市役所市政情報コーナー、図書館市ホームページなどでご覧ください。

# 平成17年度 水道事業の決算状況

## 経営成績

水道の使用水量は前年度と比べ1万7668 m<sup>3</sup>減少したものの、大口使用者の使用水量が微増したことにより、水道料金収入は前年度より298万円余りの増収となりました。

一方で高度浄水施設が順調に稼動したことに伴い、東京都からの受水を受けずに済んだため、金額にして393万円余りの減額となり、純利益8353万9263円の黒字決算となりました。

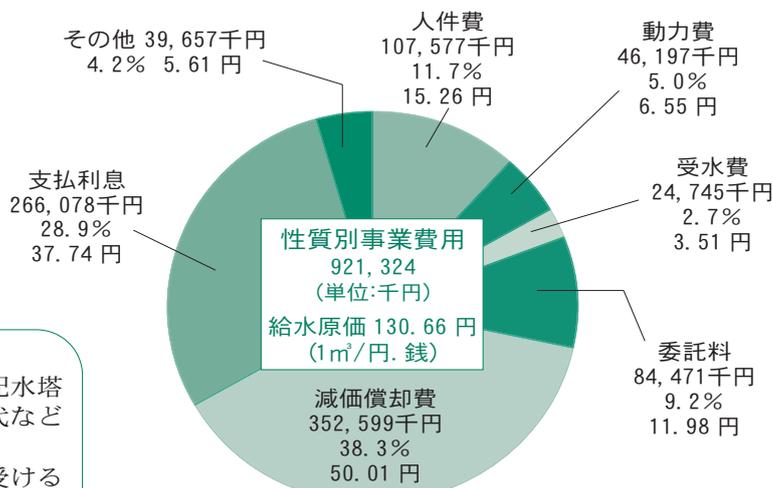
水道料金は、水を供給するために必要な次の経費に充てました。

- 人件費…… 職員の給与など
- 動力費…… 水源から水をくみ上げたり、配水塔へ水を貯める際にかかる電気代などの経費
- 受水費…… 東京都から臨時に水の供給を受ける際の経費
- 委託料…… 検針業務、休日夜間における水源や配水場の監視業務委託などの経費
- 減価償却費… 固定資産価値減耗にかかる費用
- 支払利息… 企業債(借金)の支払利息にかかる費用

### 損益計算書

(税抜き)

水道収入(水道料金など)	1,073,273千円
水道費用(水道を供給するための費用)	989,734千円
差引(純利益)	83,539千円



※性質別事業費および給水原価は、水道費用から受託工事費など間接的経費を除いて算出しています。

## 建設改良工事の状況

(税抜き)	
工事収入(工事負担金・企業債借換)	38,790千円
工事費用等(配水管整備・施設整備、企業債償還金)	448,220千円
差引	△409,430千円

※不足分については、減債積立金、前年度の減価償却費などの資金を充当しました。

老朽管の管種替などの配水管網の整備、第2配水場高区配水塔防水塗装等改良工事を行いました。

## 財政状況

### 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		負 債	
固定資産 (土地・建物・施設・配水管等)	8,910,650	流動負債 (未払金)	66,665
流動資産 (現金預金・未収金等)	905,504	資 本	
		資本金 (自己資本金)	1,111,614
		(借入資本金)	6,679,719
		計	7,791,333
		剰余金 (資本剰余金)	1,480,547
		(利益剰余金)	477,609
		計	1,958,156
資産合計	9,816,154	負債・資本合計	9,816,154

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

# 指定管理者を募集します

## 羽村市農産物直売所 羽村市弓道場

指定期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（4 年間）

羽村市農産物直売所と羽村市弓道場は、平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入してきましたが、平成 19 年 3 月 31 日をもって 2 年間の指定管理期間が終了します。

そこで、平成 19 年 4 月 1 日から指定管理者として施設の管理・運営を行っていただく法人・その他の団体を募集します。

### 羽村市農産物直売所

農産物直売所は、市内の農業者に農産物などの販売を行う場所を提供し、市民の皆さんに新鮮で安全な農産物などを供給することで、市内農業の振興を図ることを目的に設置しています。

### 羽村市弓道場

弓道場は昨年 4 月にオープンした施設で、市民の皆さんに、スポーツを楽しむことのできる場所を提供することで、健康・体力づくりを推進していくことを目的に設置しています。

#### ▼募集および選定方法

指定管理者の募集は提案型公募（企画プロポーザル方式）とし、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会が審査を行い、市としての候補者を選定したうえで、議会の議決を経て指定管理者を決定します。

#### ▼応募要領の配布

配布期間 10 月 2 日（月）～ 31 日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

配布時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

配布場所 市役所 2 階契約管財課

※応募要領、業務仕様書および提出書類の様式は、10 月 2 日（月）から市ホームページからダウンロードできます。 URL <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

#### ▼応募方法

10 月 25 日（水）から 31 日（火）（土・日曜日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに、指定の様式で事業提案書および関係書類を契約管財課契約係へ直接提出してください。

#### 問合せ

##### ★農産物直売所について

→産業振興課農業振興係（産業福祉センター内） ☎ 570-0144

##### ★弓道場について

→体育課（スポーツセンター内） ☎ 555-0033

##### ★応募要領、仕様書について

→契約管財課契約係 ☎ 555-1111

#### 今後のスケジュール

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 10 月 | ■ 指定管理者の募集                |
| 11 月 | ■ 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催 |
|      | ■ 応募者への結果通知               |
| 12 月 | ■ 議会による指定管理者の指定の議決        |
| 1 月  | ■ 協定の締結                   |
| 4 月  | ■ 指定管理業務開始                |

※詳しくは、10月2日(月)以降の市ホームページをご覧ください。

## 地域生活支援事業

市が地域特性等を踏まえて柔軟に実施する事業で、10月からは次の事業を実施していきます。

■ 必須事業 ■	
移動支援事業	ホームヘルパー派遣による移動支援
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業  【主な対象事業】 福祉センターでの障害者デイサービス、福生市と共同設置した精神障害者地域生活支援センター「ハッピーウイング」など
相談支援事業	障害者などからの相談対応、必要な情報提供や福祉サービスの利用・援助  【主な対象事業】 障害者生活支援センター（福祉センター内）
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図るのに支障がある障害者の方への手話通訳者の派遣
日常生活用具給付事業	重度障害者の日常生活を容易とするための用具の給付または貸付

■ その他の事業 ■	
更生訓練費給付事業	施設などで更生訓練を受けている身体障害者に対し訓練のための経費および通所のための経費の支給
施設入所者就職支度金給付事業	施設において更生訓練などを終了し、就職または自営により施設を退所する身体障害者に対する就職支度金の支給
日中一時支援事業	介護する者の急用などにより障害者（児）の面倒を見ることができないときの、一時的な見守り支援
自動車運転免許取得費助成事業	身体および知的障害者の運転免許取得費用の一部助成
自動車改造助成事業	重度身体障害者の就労などに伴い、自動車を取得する際の必要な改造経費の一部助成

## 補装具の助成制度が変わります

10月から、補装具の価格に応じ、利用者に原則1割を負担していただくことになります。ただし、所得に応じて月額負担上限額が設けられます。

### 月額負担上限額

- (1)生活保護世帯…0円
- (2)区市町村民税非課税世帯で本人（18歳未満は保護者）の収入が80万円以下の方…1万5000円
- (3)区市町村民税非課税世帯で(1)(2)以外の方…2万4,600円
- (4)区市町村民税課税世帯の方…3万7,200円

### ■ 補装具と日常生活用具とで一部種目の入れ替えがあります

- 補装具の一部（点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本杖のみ）・収尿器・ストマ用装具（紙おむつ等含む） → 日常生活用具
- 日常生活用具の一部（重度障害者意思伝達装置） → 補装具
- 補装具の色めがね → 廃止